

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合 誠

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 三郷松伏線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新 B	新旧 A	旧 新 別
吉川市大字鍋小路字蛇畔一九四番一地先から 同市大字八子新田字蛇畔一四二番一地先まで		区 間
一一・五〇〃 一六・〇〇	一〇・三五〃 一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
七五六・〇〇	八二〇・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考 吉川河川防災ステーション 事業に伴う付替え道路の新 設に伴う区域の変更である。